

# 第9期一宮市高齢者福祉計画 (含 介護保険事業計画)

～ 思いやりライフ21プラン ～



令和6(2024)年3月

一宮市

# 1. 計画策定にあたって

## ■ 計画策定の趣旨

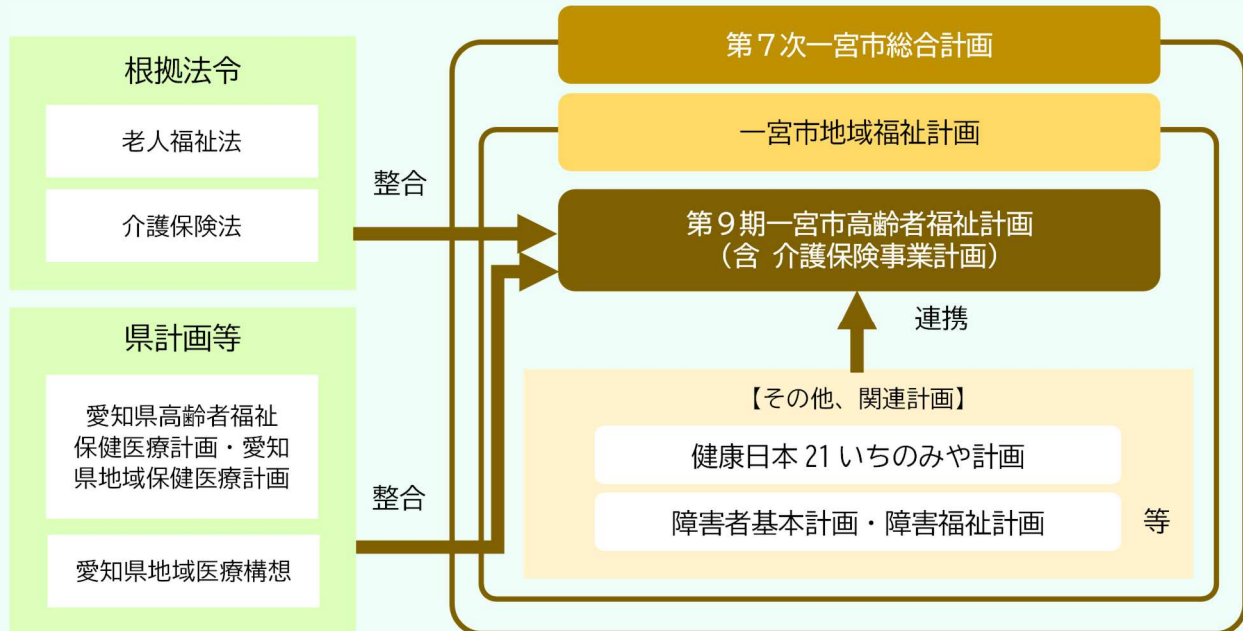
我が国は総人口が減少し続ける一方、高齢者人口は増加しています。今後、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、現役世代が急減する令和22（2040）年を控え、医療・介護需要の拡大や社会保障費の急激な増大など我が国における高齢化の問題はますます深刻になっていくことが予想されます。

国ではこれらの情勢を踏まえ、高齢社会を乗り越える社会モデルの実現のため、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの各分野が互いに連携しながら支援する「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。

このような流れを受け、本市においても、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるまちづくりを目指し、市民・事業者・行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための指針となる計画として、「第9期一宮市高齢者福祉計画（含 介護保険事業計画）」を策定します。

## ■ 計画の位置付け

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく「老人福祉計画」と介護保険法第117条第1項の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定した計画で、第8期計画に引き続き、地域包括ケアの概念のもと、分野横断的な取り組みを進めていく「地域包括ケア計画」として位置付けます。



## ■ 計画の期間

本計画は、令和6（2024）～令和8（2026）年度の3年間を1つの期間とする計画です。

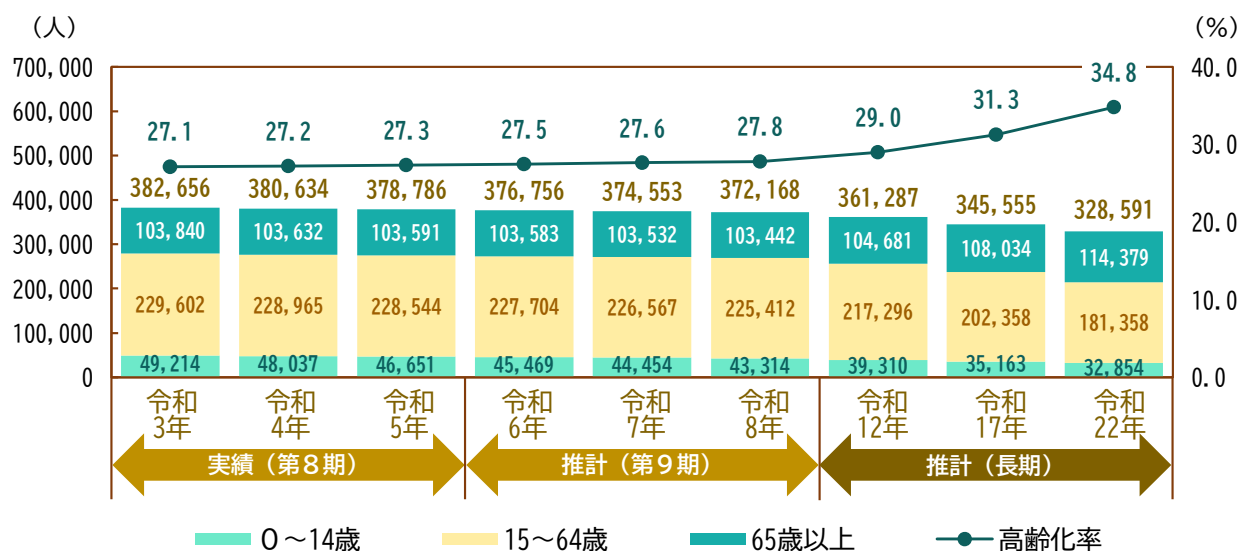
R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------



## 2. 高齢者等を取り巻く状況

### ■ 総人口と高齢化の推移

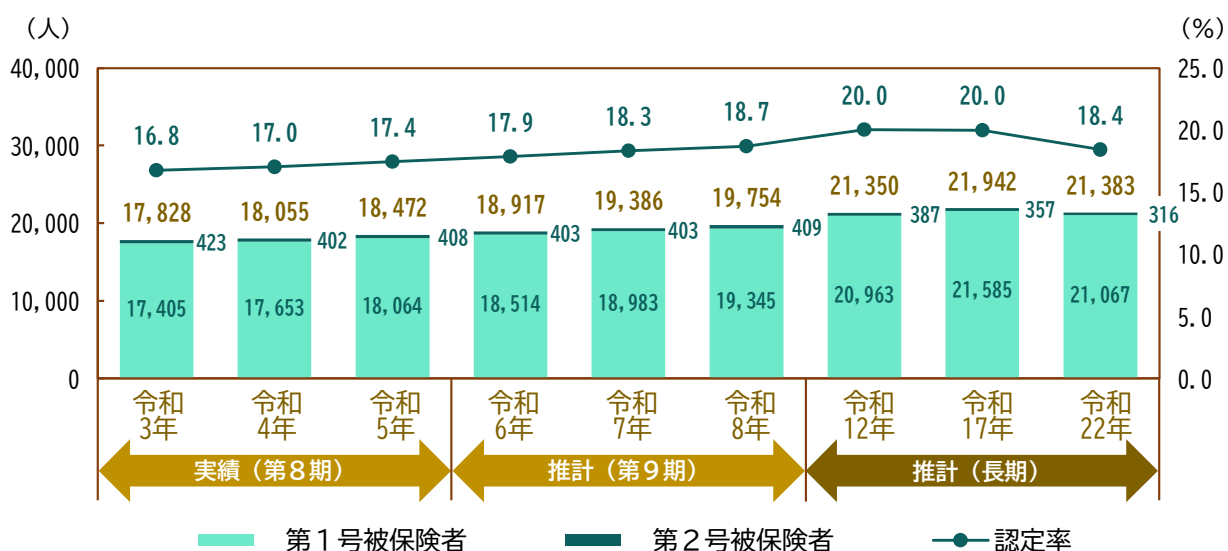
本市の総人口は微減していくことが予測されており、令和8（2026）年で372,168人、令和12（2030）年で361,287人、令和22（2040）年で328,591人となっており、令和22（2040）年の高齢化率は34.8%となると予測されます。



※令和5年までは実績（各年10月1日時点）、令和6年以降はコーホート変化率法による推計値

### ■ 要介護（要支援）認定者数の推移

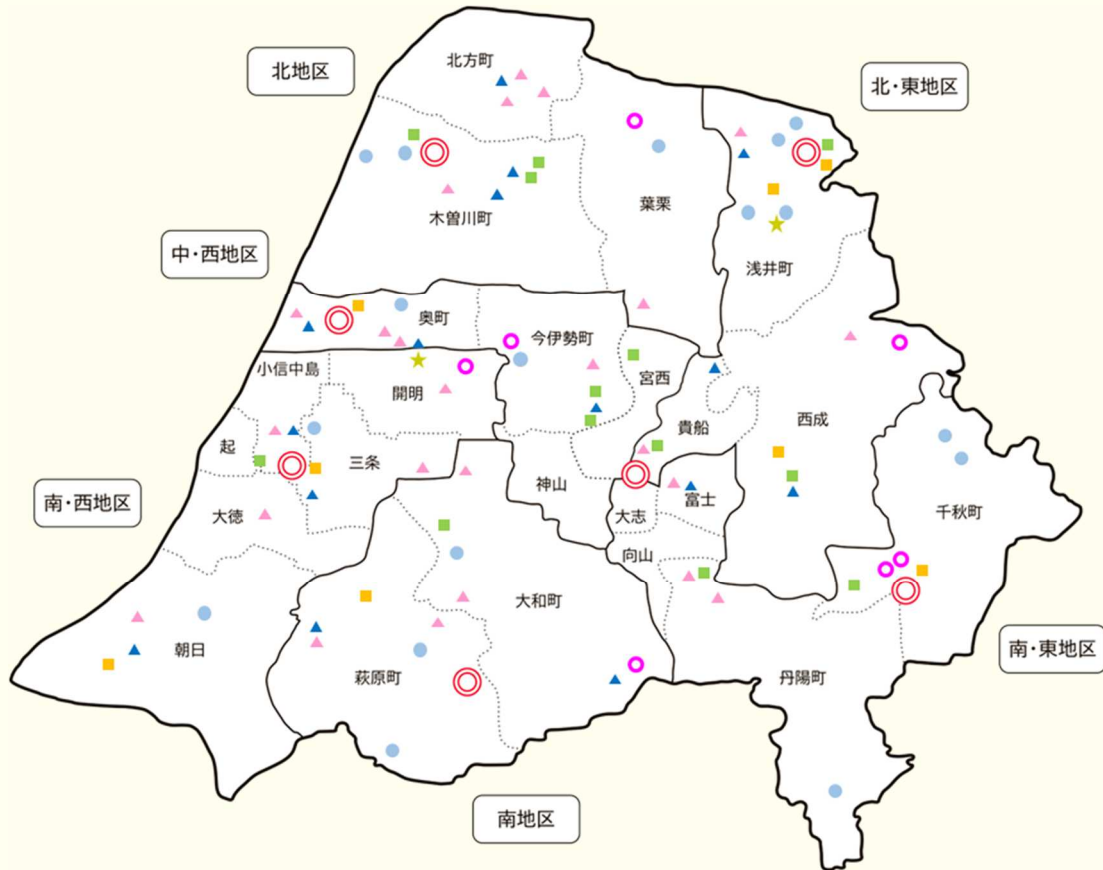
本市の要支援・要介護認定者数は令和17（2035）年まで増加することが予測され、令和8（2026）年で19,754人、令和17（2035）年で21,942人となっています。その後は減少傾向となり、令和22（2040）年では21,383人となっています。認定率は令和12（2030）年にピークとなり、20%となることが予測されます。



※令和5年までは実績（各年9月末時点）、令和6年以降は推計値

### 3. 日常生活圏域の状況

本市では、6つの日常生活圏域を設定しています。各日常生活圏域により、高齢化や施設整備の状況が異なるため、地域の実情に応じた施策の展開を図っていく必要があります。



- ◎ 地域包括支援センター
- 介護老人保健施設
- ▲ 小規模多機能型居宅介護事業所
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 特定施設入居者生活介護施設
- ★ 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 地域密着型介護老人福祉施設  
（地域密着型特別養護老人ホーム）
- ▲ 認知症対応型共同生活介護事業所  
（認知症高齢者グループホーム）

地区（連区）	人口	高齢者数 （高齢化率）	ひとり暮らし 高齢者台帳 登録率	要支援 （要介護） 認定率
中・西地区 （宮西・神山・今伊勢町・奥町連区）	67,808人	16,937人 （25.0%）	6.1%	17.3%
北地区 （葉栗・北方町・木曾川町連区）	59,418人	16,893人 （28.4%）	5.1%	17.7%
北・東地区 （貴船・西成・浅井町連区）	64,517人	19,222人 （29.8%）	6.1%	17.5%
南・東地区 （大志・向山・富士・丹陽町・千秋町連区）	69,036人	17,148人 （24.8%）	5.0%	17.0%
南地区 （大和町・萩原町連区）	60,047人	16,792人 （28.0%）	5.3%	16.7%
南・西地区 （起・小信中島・三条・大徳・朝日・開明連区）	57,960人	16,599人 （28.6%）	5.9%	19.0%
全体	378,786人	103,591人 （27.3%）	5.6%	17.5%

令和5年10月1日現在

## 4. 施策の体系

### 基本理念

高齢者が健やかでいきいきと暮らせるまち

#### 政策目標1 住み慣れた地域で安心して暮らすための仕組みづくり

- (1) 地域共生社会づくりに向けた包括的支援体制の充実
- (2) 相談体制の充実
- (3) 認知症施策の総合的な推進
- (4) 在宅医療・介護連携の推進
- (5) 介護者への支援の充実
- (6) 高齢者の人権尊重と権利擁護の推進
- (7) 適切な在宅福祉サービスの推進
- (8) 防災体制の充実
- (9) 安心して住み続けることのできる住まいづくり

#### 政策目標2 高齢期をいきいきと過ごすための介護予防と生きがいづくり

- (1) 介護予防の効果的な推進
- (2) 生活支援体制整備の推進
- (3) いきいきとした暮らしへの支援

#### 政策目標3 介護ニーズに対応するための介護保険事業の充実と適正化

- (1) 介護サービスの充実
- (2) 介護人材等の確保と介護現場の生産性の向上
- (3) 適切な要介護認定の実施
- (4) 介護保険制度の適正・円滑な運営
- (5) 低所得者対策の推進

# 5. 基本理念の実現に向けた施策の展開

## 政策目標

### 1 住み慣れた地域で安心して暮らすための仕組みづくり

#### (1) 地域共生社会づくりに向けた包括的支援体制の充実

- 地域包括支援センターの機能強化
- 地域ケア会議の充実
- 重層的支援体制整備事業

#### (3) 認知症施策の総合的な推進

- ① 認知症に対する理解促進
  - 認知症に関する普及・啓発
  - 認知症サポーター養成講座
  - 認知症当事者による本人発信支援
- ② 認知症の早期発見と適切な医療・介護の提供
  - 認知症チェックリストの普及
  - 認知症初期集中支援推進事業
  - 認知症疾患医療センターとの連携
- ③ 認知症の人や家族への支援
  - 認知症ケアパス
  - 認知症カフェ
  - 若年性認知症への支援
  - 認知症地域支援推進員設置事業
  - 認知症サポーター活動促進事業
  - 認知症介護家族支援事業（教室、交流会）
  - 行方不明高齢者等検索メール配信事業
  - 認知症高齢者検索支援サービス事業
  - 認知症高齢者個人賠償責任保険事業

#### (7) 適切な在宅福祉サービスの推進

- ひとり暮らし高齢者台帳登録事業
- 緊急連絡通報システム設置事業
- 配食サービス事業
- 寝具洗濯乾燥サービス事業
- 訪問理美容サービス事業
- ねたきり高齢者等見舞金支給事業
- 高齢者福祉タクシー料金給付事業
- 福祉有償運送事業
- 日常生活用具給付事業（愛の杖の給付）
- 生活管理指導短期宿泊事業
- 地域における見守り支援体制の強化
- ホームヘルプサービス利用者負担金給付事業
- 社会福祉法人等生計困難者利用者負担軽減措置補助事業

#### (2) 相談体制の充実

- 市高齢福祉課、地域包括支援センターの相談体制
- 福祉総合相談室の相談体制

#### (4) 在宅医療・介護連携の推進

- 在宅医療・介護の連携

#### (5) 介護者への支援の充実

- 家庭介護教室
- 家族介護用品給付事業
- ヤングケアラーへの支援

#### (6) 高齢者の人権尊重と権利擁護の推進

- 高齢者虐待防止及び対応の強化
- セルフ・ネグレクトへの支援
- 成年後見制度
- 日常生活自立支援事業



#### (8) 防災体制の充実

- たすけあい避難名簿（避難行動要支援者名簿）の整備
- 福祉避難所の推進
- 日常生活用具給付事業（火災警報器等）
- あんしん・防災ねっと

#### (9) 安心して住み続けることのできる住まいづくり

- 養護老人ホーム
- 生活支援ハウス
- 軽費老人ホーム（ケアハウス）
- 有料老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅
- 高齢者住宅等安心確保事業

## 政策目標

# 2 高齢期をいきいきと過ごすための介護予防と生きがいづくり

### (1) 介護予防の効果的な推進

- ① 介護予防・生活支援サービス事業
  - 介護予防訪問（通所）介護相当サービス、基準緩和訪問（通所）介護サービスの取り組み
    - 介護予防訪問（通所）介護相当サービス
    - 基準緩和訪問（通所）介護サービス
  - 短期予防通所・訪問サービスの取り組み
    - いちのみや元気塾
    - 訪問型介護予防事業（いきいき訪問）
- ② 一般介護予防事業
  - 介護予防把握事業
  - 介護予防事業
  - 地域介護予防活動支援事業
  - 地域リハビリテーション活動支援事業
- ③ 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施
  - KDBシステム等による分析、ハイリスクアプローチの推進
  - ポピュレーションアプローチ（通いの場等における保健指導）の推進

### (2) 生活支援体制整備の推進

- 生活支援体制整備

### (3) いきいきとした暮らしへの支援

- 高齢者の就労支援・就労の場の確保
- 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
- 高齢者福祉施設運営事業
- 健康農園運営補助事業
- 老人クラブ補助事業
- 敬老事業
- 高齢者デジタルサポーター事業（スマホ講座）



## 政策目標

# 3 介護ニーズに対応するための介護保険事業の充実と適正化

### (1) 介護サービスの充実

- 居宅介護サービスの充実
- 地域密着型サービスの充実
- 施設サービスの充実

### (3) 適切な要介護認定の実施

- 適切な認定調査実施体制の確保
- 認定審査の平準化

### (4) 介護保険制度の適正・円滑な運営

- 介護給付費の適正化
- 介護保険制度の円滑な運営
- 介護サービス事業者との連携や指導による業務の質の向上
- 感染症対策への取り組み

### (2) 介護人材等の確保と介護現場の生産性の向上

- 介護職の魅力を伝える取り組み
- 外国人介護人材の受け入れの支援
- ICTの活用等による介護現場の効率化
- 介護人材の資質の向上及び職場定着支援
- 介護に関する入門的研修の研修修了者の活用

### (5) 低所得者対策の推進

- 低所得者に対する保険料の軽減



## 6. 政策目標達成のための評価指標

本計画では、計画終了年度における数値目標を設定し、高齢者福祉及び介護保険事業を推進していきます。

### 基本理念 高齢者が健やかでいきいきと暮らせるまち

No.	評価指標	目標の方向性	第8期実績値	第9期目標値	説明
1	健康状態が「よい」と回答する人の割合	増加	72.4%	77.5%	一般高齢者アンケート（3年毎）における左記項目の割合
2	65歳以上で要介護認定を受けている人の割合	抑制	12.5%	13.3%	要介護1～5の認定を受けている人の割合（実績値は令和4（2022）年9月末、目標値は令和8（2026）年9月末）
3	特別養護老人ホーム入所待機者数	減少	134人	0人	特別養護老人ホーム入所待機者数調査（3年毎）による待機者数

### 政策目標1. 住み慣れた地域で安心して暮らすための仕組みづくり

No.	評価指標	目標の方向性	令和4年度実績値	令和8年度目標値	説明
4	在宅医療・介護職員多職種連携研修開催回数	増加	4回	5回	左記研修の開催回数
5	認知症サポーター養成講座の累積受講者数	増加	35,057人	42,000人	認知症の人と家族を支えるためのサポーターを養成する講座の累積受講者数
6	地域包括支援センターへの相談者数	増加	4,885人	5,000人	地域包括支援センターに相談した人数

### 政策目標2. 高齢期をいきいきと過ごすための介護予防と生きがいづくり

No.	評価指標	目標の方向性	令和4年度実績値	令和8年度目標値	説明
7	転倒予防教室開催回数	増加	792回	1,300回	左記教室の開催回数
8	地域リハビリテーション活動支援事業の派遣回数	増加	56回	100回	地域ケア会議や地域の通いの場等においてリハビリ職等を派遣した回数
9	地域の高齢者が出かけたい通いの場の数	増加	311か所	380か所	高齢者が気軽に参加できるおでかけ広場やふれあい・いきいきサロン、地域の通いの場等の数

### 政策目標3. 介護ニーズに対応するための介護保険事業の充実と適正化

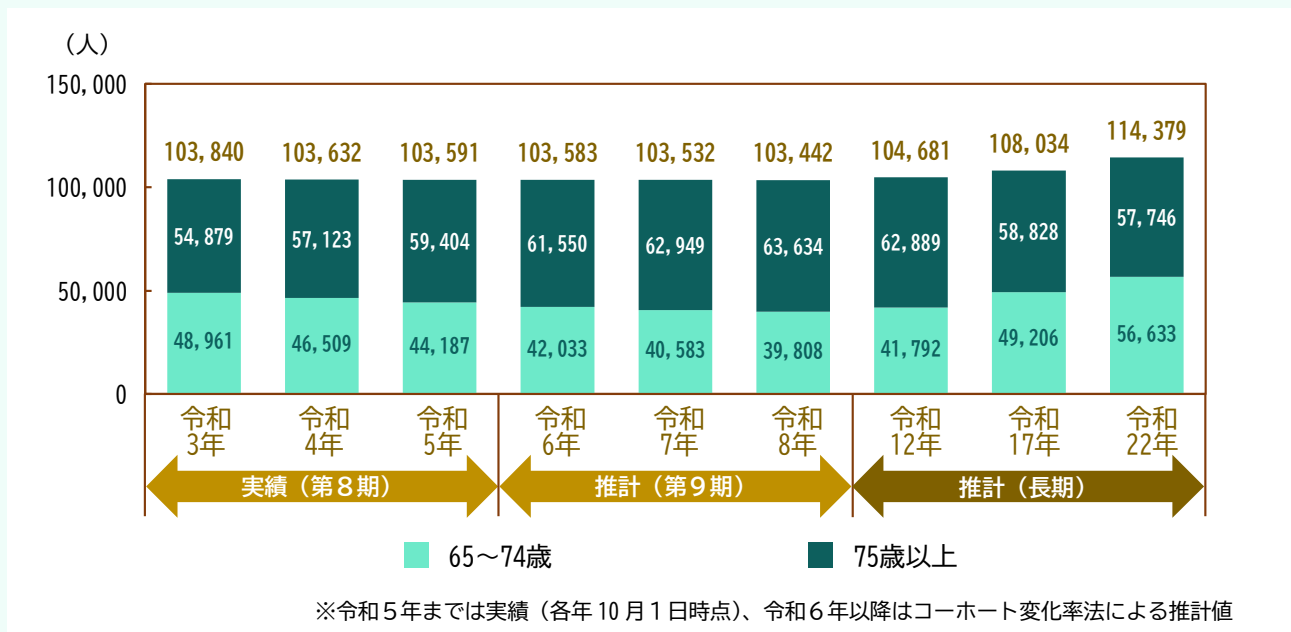
No.	評価指標	目標の方向性	令和4年度実績値	令和8年度目標値	説明
10	主な介護保険施設（事業所）数	増加	87か所	90か所	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護の施設（事業所）の整備数
11	ケアプラン点検実施事業所数	増加	27か所	30か所	ケアプラン点検を実施した事業所数
12	医療情報との突合・縦覧点検の実施割合	維持	100%	100%	愛知県国民健康保険団体連合会から提供される点検リストを基に不適切な請求の有無について点検した割合



# 7. 第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料

## ■ 第1号被保険者数の推移

本市の第1号被保険者数は、令和8（2026）年までは減少傾向で推移するものの、中長期的には現状より増加することが予測され、令和8（2026）年では103,442人となっていますが、令和22（2040）年では114,379人と予測されます。



## ■ 第1号被保険者の介護保険料

第9期介護保険料は、基準額である第5段階の方で、年額75,800円（月額6,317円）と推計します。所得段階に応じて基準額の0.275～2.8倍になります。

単位：円

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	第9期合計
標準給付費見込額	A	32,349,062,980	33,283,119,189	34,221,314,890	99,853,497,059
地域支援事業費見込額	B	1,685,495,000	1,719,721,251	1,744,887,866	5,150,104,117
介護予防・日常生活支援総合事業	C	1,272,006,000	1,297,835,704	1,316,828,388	3,886,670,092
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業		305,324,000	311,524,088	316,082,976	932,931,064
包括的支援事業（社会保障充実分）		108,165,000	110,361,459	111,976,502	330,502,961
保健福祉事業費見込額	D	11,000,000	11,000,000	11,000,000	33,000,000
準備基金取崩額	E				1,543,183,236
調整交付金見込交付割合		4.52%	4.85%	5.05%	
調整交付金見込額	F	1,519,672,000	1,677,176,000	1,794,676,000	4,991,524,000
保険料収納必要額		{(A + B) × 23% + (A + C) × 5% - F} + D - E			22,836,129,392
保険料賦課総額		保険料収納必要額 ÷ 予定保険料収納率 98.5%			23,183,887,708

※地域支援事業費見込額には重層的支援体制整備事業への操出分を含む。

※保健福祉事業は、介護者支援や介護予防などについて、市が被保険者及び介護者を対象に必要と判断する事業を実施するもの。

※保険料基準額（年額）＝保険料賦課総額 ÷ 所得段階別加入割合補正後被保険者数（令和6～令和8年度合計：305,858人）。

## 第1号被保険者の所得段階設定

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている方 ・世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.275	20,800円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.455	34,400円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額×0.65	49,200円
第4段階	本人が市民税非課税(世帯に市民税課税の方がいる)で本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	68,200円
第5段階	本人が市民税非課税(世帯に市民税課税の方がいる)で本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額×1.00	75,800円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が130万円未満の方	基準額×1.13	85,600円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が130万円以上220万円未満の方	基準額×1.27	96,200円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が220万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	113,700円
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	128,800円
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	144,000円
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	159,100円
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	174,300円
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上840万円未満の方	基準額×2.40	181,900円
第14段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が840万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.50	189,500円
第15段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の方	基準額×2.60	197,000円
第16段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満の方	基準額×2.70	204,600円
第17段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,500万円以上の方	基準額×2.80	212,200円

※低所得者の保険料軽減強化のため、公費の負担等により、第1段階から第3段階の保険料を軽減しています。  
この保険料軽減分にかかる費用は、国が1/2、愛知県が1/4、一宮市が1/4を負担します。

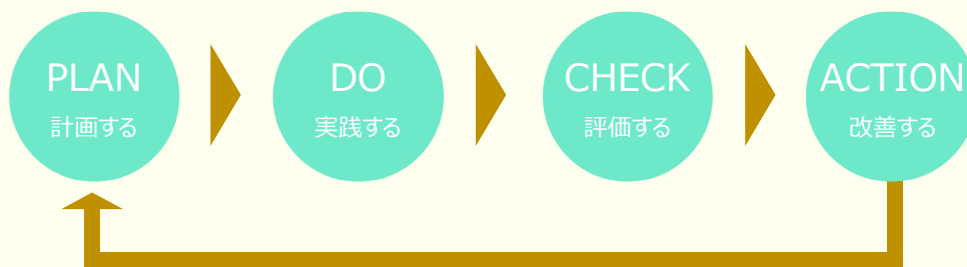
## 8. 計画の推進に向けて

### ■計画の進行管理と連携体制

計画の進行管理については、一宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会等に進捗状況を報告し、P D C Aの手法により計画の推進状況の評価・確認に努めます。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進のためには、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが連携し、一体的に提供されることが必要です。地域の生活支援体制整備では、第1層協議体（市全体）、第2層協議体（連区ごと）など地域が主体となった「話し合いの場」の活性化が必要となります。さらに、地域共生社会の実現に向けて、包括的支援体制を構築する重層的支援体制整備事業における関係機関との連携も不可欠です。

医療・介護・介護予防・生活支援・住まいなどを推進する組織・体制の充実を図り、高齢者施策を総合的・計画的に進めるために、関連各部署及び関係機関の連携強化を図ります。



### ■市民への情報提供

「広報一宮」や市ウェブサイトで高齢者福祉や介護保険に関する情報提供を積極的に行うとともに、出前講座などを通じて、介護保険や高齢者についての現状や施策などの広報・啓発に努めます。また、高齢者相談の際や教室の開催時などの機会を通して、高齢者をはじめ要介護者や介護する家族などの声に耳を傾けるとともに、ニーズを介護予防事業、介護保険サービス、高齢者福祉施策に反映するよう努めます。





## 第9期一宮市高齢者福祉計画（含 介護保険事業計画）

～思いやりライフ 21 プラン～ 概要版

発行：一宮市（令和6（2024）年3月）

編集：〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号

【一宮市 福祉部 介護保険課】 TEL:0586-28-9018

【一宮市 福祉部 高年福祉課】 TEL:0586-28-9151